

定 款

スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社

第1章 総則

第1条 (商号)

当社は、スペースシャワーSKIYAKI ホールディングス株式会社と称し、英文ではSPACE SHOWER SKIYAKI HOLDINGS INC.と表示する。

第2条 (目的)

当社は、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）及びこれに相当する事業を営む会社の株式を保有することにより、当該会社の事業活動を支配、管理並びにそれに付帯する業務を行うことを目的とする。

1. 放送法に基づく基幹放送事業及び一般放送事業
2. 映像・音声のソフトウェア（フィルム、ディスク及びテープ）の企画、制作、製造、販売、賃貸、輸出入及び卸業務並びに放送、上映、配給並びにこれらの仲介、代理
3. 衛星通信の受信機器及び映像制作機器並びに付帯施設の輸出入、販売及び賃貸
4. 音楽、映像作品等の録音物、録画物の企画、制作、製造及び販売
5. 書籍、雑誌、電子出版物等の企画、編集、制作、出版及び販売
6. 各種デジタルコンテンツの企画、制作及び販売
7. キャラクターグッズ等の商品の企画、開発、製造及び販売並びにデザインの販売
8. 以下の知的財産権の取扱いに関する業務
 - a. 音楽著作権の管理
 - b. 音楽著作物の利用の開発
 - c. 音楽作品、映像作品等の原盤の企画及び製作
 - d. その他の知的財産権の取得、管理、売買及び使用・実施の許諾並びにこれらの斡旋及び仲介
 - e. 楽譜の出版
9. 広告代理業務
10. 旅行代理店業務
11. 芸能タレント、音楽家、スポーツ選手、スポーツ等のインストラクター、音声・映像技術者の育成及びマネージメント並びに芸能プロダクションの経営
12. 映画、音楽、美術、情報及びスポーツその他のイベントの企画、制作、運営並びにその販売
13. ディスコ・ライブハウス、劇場、飲食店等の経営及び経営コンサルタント業務
14. 録画・録音スタジオの経営
15. 各種コンテンツの加工、編集、複製、デジタル化業務及び保存、蓄積、管理並びにそれらの請負
16. 不動産の管理及び賃貸
17. 投資業務
18. 労働者派遣事業及び労働者紹介事業
19. 放送番組の制作スタッフ及び技術スタッフの斡旋及び仲介
20. パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用した情報提供サービス並びに通信販売業務
21. パソコン及び移動体端末向けインターネットを利用したビジネスに関する企画、調査、開発、制作及び販売
22. コンピュータソフトウェア及びデジタルコンテンツ（テキスト、音声、静止画、動画等）の企画、開発、製作、販売、輸出入及び調査、コンサルタント業務

23. コンピュータシステムの企画、開発、販売、調査、データ処理、保守管理、事務処理の受託、及びそれらに関するコンサルタント業務
24. 自社の運営するウェブサイト等で集めた会員を対象とした情報提供サービスの仲介・斡旋
25. インターネット、情報ネットワークで取引及び決済、認証するサービスの提供
26. インターネットでの商品売買代金の決済業務及びその代行
27. インターネットを利用した決済処理に関する業務の受託及びその代行
28. 通信販売業務並びに通信販売の仲介・情報提供業務
29. 酒類、食料品、米穀類、医薬品、化粧品、日用雑貨品の卸売及び通信販売を含む小売業
30. 酒類、アルコール、各種飲料水、農畜産加工・冷凍食品等の加工製造販売業
31. 前2号に掲げる商品の輸出入業、代理業及び仲立業
32. 経営コンサルタント業務
33. 商品市場の開発のためのコンサルタント業務
34. 国際間の情報交換によるビジネスコンサルタント業務
35. ポスター、カレンダー、パンフレット等の印刷物の企画、制作、製造及び販売
36. コンピュータ、通信機器、オーディオビジュアル及びその関連機器の企画、開発、調査、コンサルティング、販売、斡旋、保守
37. 事業間の商品流通促進のためのコンピュータによる仲介及び卸売業務
38. 作詞、作曲、歌唱、演奏、音声・映像等に関する音楽教室の経営
39. 古物商
40. 前各号に付帯関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、35,200,000株とする。

第6条 (単元株式数)

当社の単元株式数は、100株とする。

第7条 (単元未満株式についての権利)

当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第8条 (自己の株式の取得)

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第9条 (基準日)

当社は、本定款に定める場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ公告して基準日を定めることができる。

第10条 (株主名簿管理人)

当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

第11条 (株式取扱規程)

当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条 (株主総会の招集)

当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、
臨時株主総会は、必要があるときに随時これを招集する。

第13条 (定時株主総会の基準日)

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

第14条 (招集権者及び議長)

取締役会においてあらかじめ定めた取締役が株主総会を招集し、議長となる。

2. 前項で定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条 (電子提供措置等)

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

第16条 (決議の方法)

株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第17条 (議決権の代理行使)

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条 (株主総会の議事録)

株主総会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録する。

第4章 取締役及び取締役会

第19条 (取締役会の設置)

当社は取締役会を置く。

第20条 (取締役の員数)

当社の取締役は、12名以内とする。

2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

第21条 (取締役の選任方法)

取締役は、株主総会において、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第22条 (取締役の任期)

取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第23条 (代表取締役及び役付取締役)

取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長1名、取締役共同社長2名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

第24条 (取締役会の招集権者及び議長)

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会においてあらかじめ定めた取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 前項で定めた取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第25条 (取締役会の招集通知)

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第26条 (取締役会の決議方法)

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条 (重要な業務執行の決定の委任)

当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

第 28 条 (取締役会の議事録)

取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 29 条 (取締役会規程)

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 30 条 (取締役の報酬等)

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第 31 条 (取締役の責任免除)

当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を法令の定める額を限度として限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会

第 32 条 (監査等委員会の設置)

当社は監査等委員会を置く。

第 33 条 (常勤の監査等委員)

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第 34 条 (監査等委員会の招集通知)

監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 35 条 (監査等委員会の決議方法)

監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 36 条 (監査等委員会の議事録)

監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

第 37 条 (監査等委員会規程)

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 会計監査人

第38条 (会計監査人の設置)

当社は会計監査人を置く。

第39条 (会計監査人の選任方法)

会計監査人は、株主総会において選任する。

第40条 (会計監査人の任期)

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第41条 (会計監査人の報酬)

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第7章 計 算

第42条 (事業年度)

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

第43条 (剰余金の配当の基準日)

当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

第44条 (中間配当)

当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

第45条 (配当の除斥期間)

配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附則)

(持株会社体制および監査等委員会設置会社移行に関する経過措置)

第1条 2024年1月26日開催の臨時株主総会において承認可決された本定款の一部変更は、同臨時株主総会において吸収分割契約承認の件が原案どおり承認可決され、当該吸収分割契約に基づく吸収分割の効力が生ずることを条件として、当該吸収分割の効力発生日に効力が生ずるものとする。

2. 本条は、前項の効力発生日の経過をもって削除する。

平成 6年10月14日	制 定
平成 8年12月24日	改 定
平成 9年 3月 4日	改 定
平成 9年 6月18日	改 定
平成 9年10月28日	改 定
平成11年 2月 1日	改 定
平成11年 6月17日	改 定
平成12年 6月20日	改 定
平成14年 6月25日	改 定
平成15年 6月24日	改 定
平成16年 6月24日	改 定
平成17年 6月21日	改 定
平成17年12月 9日	改 定
平成18年 6月21日	改 定
平成19年 6月19日	改 定
平成21年 6月23日	改 定
平成22年 1月 6日	改 定
平成24年 6月26日	改 定
平成25年 6月25日	改 定
令和 4年 6月29日	改 定
令和 6年 4月 1日	改 定